

東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例

(平成 23 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 4 号)

最終改正：令和 3 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 東日本大震災（以下「大震災」という。）による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免については、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 25 号）の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。

(保険料の減免)

第 2 条 福島県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する被保険者に対し、当該各号に定めるところにより、保険料を減免することができる。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている者 被保険者の保険料額の全部
- (2) 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者 被保険者の保険料額の全部
- (3) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 9 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20 ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため避難を行っている者 被保険者の保険料額の全部
- (4) 前 3 号に準ずる者として広域連合長が認めたもの それぞれ前 3 号に定めるところに準ずる保険料の減免額

2 前項の規定による減免は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日とする。以下同じ。）が設定されている保険料（以下「令和 3 年度相当分の保険料」という。）を対象とする。

(減免の申請)

第 3 条 前条の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の 7 日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付

して、広域連合長に提出しなければならない。ただし、広域連合長がやむを得ない事情があると認める場合は、その期限を別に定めることができる。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料
- (3) 減免を必要とする理由

(減免の決定)

第4条 広域連合長は、前条の申請書の提出があった場合には、速やかに調査の上減免について決定し、その結果を当該申請書を提出した者に対し通知するものとする。

(減免事由の消滅)

第5条 前条の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(減免の取消し)

第6条 広域連合長は、虚偽の申請その他不正の行為により保険料の減免を受けた者があると認めるときは、遅滞なくその者に係る保険料の減免の決定を取り消すものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(避難指示等対象地域の見直しに伴う取扱い)

- 2 第2条第1項第1号から第3号までの規定のいずれかに該当する者については、当該各号における対象区域の解除後においても、引き続き当該各号の規定により保険料の減免を行うものとする。

(平成25年度以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層の取扱い)

- 3 第2条第1項第2号に規定する緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示が解除された場合及び平成26年3月31日以前に同項第3号に規定する原子力災害現地対策本部の長の特定が解除された場合において、令和2年の所得に係る世帯に属する被保険者の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に係る被保険者（以下「令和2年上位所得層」という。）の令和3年度相当分の保険料については、前項の規定は適用しない。

(平成26年度中に避難指示が解除された区域等の上位所得層の取扱い)

- 4 第2条第1項第1号に規定する対象地域において平成26年4月1日又は同年10月1日に原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示により避難の指示が解除された場合及び同年12月28日に第2条第1項第3号に規定する原子力災害現地対策本部の長の特定が解除された場合において、令和2年上位所得層の令和3年度相当分の保険料については、附則第2項の規定は適用しない。
(平成27年度中に避難指示が解除された区域の上位所得層の取扱い)
- 5 第2条第1項第1号に規定する対象地域において平成27年9月5日に原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示により避難の指示が解除された場合において、令和2年上位所得層の令和3年度相当分の保険料については、附則第2項の規定は適用しない。
(平成28年度中及び平成29年4月1日に避難指示が解除された区域の上位所得層の取扱い)
- 6 第2条第1項第1号に規定する対象地域及び同項第2号に規定する計画的避難区域において平成28年6月12日、同年6月14日、同年7月12日、平成29年3月31日又は同年4月1日に原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示により避難の指示が解除された場合において、令和2年上位所得層の令和3年度相当分の保険料については、附則第2項の規定は適用しない。
(令和元年度中に避難指示が解除された区域の上位所得層の取扱い)
- 7 第2条第1項第1号に規定する対象地域において平成31年4月10日、令和2年3月4日、同年3月5日又は同年3月10日に原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示により避難の指示が解除された場合において、令和2年上位所得層の令和3年度相当分の保険料については、附則第2項の規定は適用しない。

附 則 (平成23年福島県後期高齢者医療広域連合条例第5号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年福島県後期高齢者医療広域連合条例第4号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年福島県後期高齢者医療広域連合条例第3号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年福島県後期高齢者医療広域連合条例第4号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年福島県後期高齢者医療広域連合条例第6号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年福島県後期高齢者医療広域連合条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

- 2 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項に次のただし書を加える。

ただし、広域連合長がやむを得ない事情があると認める場合は、その期限を別に定めることができる。

附 則（平成29年福島県後期高齢者医療広域連合条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年福島県後期高齢者医療広域連合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の規定は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日とする。以下同じ。）が設定されている保険料について適用し、平成23年3月11日から令和2年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年福島県後期高齢者医療広域連合条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の規定は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日とする。以下同じ。）が設定されている保険料について適用し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料については、なお従前の例による。